

一般財団法人 住宅産業研修財団 認定講師規約

第1章 総則

(適用)

第1条 本規約は、当財団が設置・運営する大工志塾講師ライセンス制度及び認定講師の活動条件等の遵守すべき事項について定め、全ての認定講師と当財団との間において適用される。

2 当財団から認定講師に提供される本規約以外の約款、ガイドラインその他の諸規則についても本規約の一部を構成するものとし、認定講師は、前項同様これらを遵守するものとする。

(名称等)

第2条 認定講師は、当財団所定の範囲内で当財団認定の認定講師としての名称を使用することができる。

2 認定講師は、育成プログラムに基づいて、自ら実施する大工技能者に対する指導を実施することができる。

3 認定講師のうち、当財団が特に認めた者については、前項の他、第3条の定めに従い、育成プログラムの一部における講師業務を実施することができる。

4 認定講師が名称の使用等について疑義がある場合は、当財団に申し出、当財団の決定を待つものとする。その場合、認定講師は当財団が名称等の使用を承認するまで、その名称等を使用しないものとする。

5 認定講師が認定を有しなくなった場合は、直ちに名称等の使用を取り止め、使用していた宣伝、広告、表示等から削除しなければならない。

6 当財団は、必要があると認めるときはいつでも、認定講師に対して、宣伝、広告、案内等の資料の提出を求めることができ、認定講師はその求めに応じるものとする。

(講師業務の委託)

第3条 認定講師のうち、当財団の定める審査基準により、その実績、能力等において特に他より秀でている旨の認定をした認定講師については、別途当財団との間で契約を締結することにより、大工志塾の教室講義（実

技・座学)又は集合実技研修における講師業務を受託することができる。

- 2 前項の場合の認定講師の権利義務その他の規定又は詳細については、別途当財団が定める。この場合、認定講師は本規約とともにこれらを遵守し、当財団と協力して大工志塾の発展普及のため誠意をもってその活動を行うものとする。

(認定講師の義務)

第4条 認定講師は、自己の責任において、育成プログラムを誠実かつ適正に遂行するものとする。

- 2 認定講師は、自らの活動に際し、当財団の方針に則り、かつ本規約を含む当財団の定める規則等を遵守しなければならない。
- 3 認定講師は、自己の責任において、第三者(大工志塾の塾生を含む。以下同じ。)からのクレームや当該第三者との紛争に関して誠実かつ迅速に対応しなければならない、当該クレームや紛争等により当財団に一切迷惑をかけないものとする。

第2章 認定

(認定講師認定の申請資格)

第5条 認定講師の認定を申請する者(以下、「申請者」という。)は、以下の申請資格要件を備え、認定後もこれを維持しなければならない。

- (1) 日本の伝統的木造建築に関する「知識・理論」と「技術・技能」を兼ね備え、これを現代の建築に活かすことのできる大工技能者として財団が認めた者(大工志)であること
 - (2) 認定に必要な手数料等の費用を正しく納めていること
 - (3) その他当財団が不適格と判断する事由がない者であること
- 2 認定を受けた認定講師が、前項の申請資格要件のいずれかを欠くに至った場合、認定講師の認定は喪失する。
 - 3 第3条(講師業務の委託)に定める認定講師に対しては、その講師実績、資質・能力等に関して別途審査することとし、その場合、当財団所定の審査基準により総合的に判断して、その適格性について審査する。

(認定申請)

第6条 申請者は、本規約を含む当財団の定める規約等に同意した上で、当財団所定の方法により当財団に対し認定申請をし、当財団よりその認定を受けるものとする。

(認定の有効期間及び更新)

第7条 認定講師の認定は、その有効期間を認定の日から3年間とする。

2 有効期間満了後は、次年度の更新がされない限り、当然に認定は失われるものとし、更新後も期間満了毎に同様とする。

3 認定講師が更新を希望する場合は、当財団所定の条件及び手続に従い、当財団に更新を申し出るものとし、認定講師は当財団の承認を得て、更新することができるものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、当財団は更新を拒否することができる。

(1) 更新に必要な手数料等の費用が期日までに納付されていない場合

(2) 認定講師としての適格性その他を理由に当財団が更新するべきでないと判断した場合

4 当財団は、更新の承認又は拒否により認定講師に生じる一切の損害について何らの責任も負わないものとする。

(認定内容の変更)

第8条 認定講師は、認定の申請時に当財団に申請した自らの登録情報に変更が生じた場合には、第5条第1項に規定する資格要件を明らかにした上で、当財団所定の変更手続きを行うものとする。

(認定の取下げ)

第9条 認定講師が、第7条第1項に定める認定の有効期間満了を待たずに認定を自ら取り下げる場合には、認定講師は、当財団所定の取下届を財団に提出するものとする。

2 前項の取下届の提出は、やむを得ない事由がある場合を除き、取り下げ予定日の1ヶ月前までに行うものとし、認定講師に引継ぎの必要のある塾生がある場合は、自らの責任で誠実に引継ぎを行うものとする。

(認定の取消し)

第10条 当財団は、認定講師が本規約その他当財団の定める規約等に違反し、あるいは違反するおそれのある行為が発覚した場合、その他認定講師としての適格性を欠いていると判断したときは、認定講師の認定を取り消すことができる。

(認定喪失後の措置)

第11条 認定講師の認定資格が失われた場合、認定を失った認定講師は、直ちに次の措置を講じなければならない。また、当財団は、認定を失った認定講師に対し、必要な指示をすることができ、当該認定講師はその指示に従わなければならない。

- (1) 一切の広告、表示等から当財団認定の認定講師である旨を削除すること
 - (2) 引継ぎの必要な塾生がある場合は、自らの責任において、誠実かつ迅速に当該塾生の引継ぎを行うこと
 - (3) その他当財団が指示する事項
- 2 当財団は、認定の喪失により認定講師に生じる一切の損害について、何らの責任を負わないものとする。

第3章 権利義務

(権利帰属)

第12条 認定講師がその活動中に当財団により提供を受け、又は知得した情報等（講義等の内容を含む営業上、技術上、財産上、その他当財団より提供された一切の資料や情報等を含む。）に関する知的財産権は、全て当財団に帰属しており、かつ認定講師には移転しないものとする。

- 2 認定講師は、如何なる理由によっても当財団の知的財産権を侵害するおそれのある行為をしてはならない。

(秘密情報)

第13条 認定講師は、その活動中に当財団より提供を受け、又は知得した当財団の秘密とされるべき営業上、財産上、技術上その他の情報（講義等の内容を含む営業上、財産上、技術上その他当財団より提供された一切の資料や情報等を含む。）を適切に管理し、当財団の書面による事前の承諾なしに開示又は漏洩しないものとする。

（個人情報の保護）

第14条 認定講師は、個人情報保護法の適用の有無にかかわらず、個人情報保護の方針を定め、これに基づき塾生等顧客の個人情報を適切に管理し保護しなければならない。

（禁止行為）

第15条 次に該当する行為を本規約における認定講師の禁止行為と定める。
なお、認定講師が禁止行為を行った場合、当財団は、直ちに当該認定講師の認定資格を取り消し、損害の発生が発覚した場合、その損害の賠償を請求することができる。

- （1）当財団又は当財団関係者（他の認定講師、塾生、当財団の取引先等を含む。以下同じ。）の知的財産権、肖像権、プライバシー、人権その他の権利を侵害し、又は侵害するおそれのある行為
- （2）当財団の承諾を得ることなく、当財団から提供された教材、書籍、ビデオその他の情報、文章データ等の印刷、複製、模造、配布、転載、SNS へのアップロード等を行う行為
- （3）当財団又は当財団関係者を誹謗中傷し、あるいは名誉を傷つけるような行為、その他手段の如何を問わず、当財団の運営を妨害する迷惑行為
- （4）認定制度を利用してのネットワークビジネスや宗教団体その他当財団と無関係な団体等への勧誘行為
- （5）法令又は公序良俗に違反し、あるいは違反するおそれのある行為
- （6）その他前各号に準ずる行為

第4章 損害賠償等

(違約金)

第16条 認定講師が本契約に違反したときは、当財団に対して違約金10万円を支払うものとする。なお、本条に基づく違約金は違約罰とし、当財団が当該認定講師に対して、別途損害賠償を請求することを妨げない。

(損害賠償)

第17条 認定講師は、本規約に違反することにより、又は認定講師の活動に関連して当財団に損害を与えた場合、当財団に対しその損害を賠償する責任を負う。

(存続条項)

第18条 認定講師がその資格を有しなくなった後においても、第3条（名称等）第4項及び第5項、第11条（認定喪失後の措置）、第12条（権利帰属）、第13条（秘密情報）、第14条（個人情報の保護）、第16条（違約金）、第17条（損害賠償）、本条（存続条項）、第19条（条項効力の分離可能性）、第20条（反社会的勢力等）、第21条（譲渡等）、第22条（完全合意）、第23条（協議解決）及び第24条（合意管轄）は、なお有効に存続するものとする。

(条項効力の分離可能性)

第19条 本規約内のいずれかの規定が適用法と衝突した場合、あるいは執行できない場合、当該規定を除去してもなお本規約の目的に影響を及ぼさないという前提において、当該衝突又は執行不能は、本規約内のその他の規定及び効力に影響を及ぼさない。

(反社会的勢力等)

第20条 認定講師は次の各号に該当しないことを保証し、将来においても該当しないことを誓約するものとする。

- (1) 反社会的勢力等又は反社会的勢力等でなくなったときから5年を経過しない者であること
- (2) 反社会的勢力等に資金提供等、便宜の供給を行っていること

- (3) 自ら又は第三者を利用して、他者に対して暴力行為、詐術、脅迫的言辞を用いていること
- 2 当財団は、認定講師が前項の規定に違反した場合、事前に催告することなく、直ちに当該認定講師の資格を剥奪することができる。
- 3 当財団が前項の規定により当該認定講師の資格を剥奪した場合には、これにより当該認定講師に生じた損害の一切について賠償する義務を負わない。

第5章 雑則

(譲渡等)

- 第21条 認定講師は、当財団の書面による事前の承諾なく、認定講師としての地位又は本規約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に譲渡し若しくは貸与し、又は担保に供してはならない。
- 2 当財団は、認定制度に関する事業を事業譲渡その他の事由により第三者に承継させる場合には、当該事業承継に伴い、本規約上の地位、権利義務及び認定講師の登録情報その他の情報を当該事業の承継人に譲渡することができるものとし、認定講師は、かかる譲渡について本項において予め同意したものとする。

(完全合意)

- 第22条 本規約は、本規約に含まれる事項に関する当財団と認定講師間の完全な合意を構成し、書面か否かを問わず、本規約に含まれる事項に関する両者間の事前の合意、表明及び了解に優先する。

(協議解決)

- 第23条 本規約に定められていない事項並びにその記載事項に関する解釈上の疑義については、本規約の目的を考慮して当事者間で協議の上、決定するものとする。

(合意管轄)

第 24 条 本規約に関連する紛争が生じた場合には、当財団の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附 則

本規約は令和 7 年 1 月 1 日より施行する。